

憲 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は1枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は60分です。
- VII 問題は1ページにあります。

憲 法

〔問題〕

次の事案を読み、下の設問に答えなさい。

〔事案〕

〔1〕 Y 市立 Y シアター（以下「Y シアター」という。）は、市民文化の向上を目的として設置された、講演会や演劇、コンサート、映画上映などに利用できる多目的ホールであり、地方自治法第 244 条にいう公の施設である。Y シアターの管理運営は、Y 市 Y シアター条例（以下「本件条例」という。）に基づいて行われている。Y シアターを利用するには、同シアターの窓口で利用申請書を提出して、教育委員会の許可を得たうえで所定の使用料を支払えばよいことになっている。

〔2〕 X は、Y 市民からなる憲法擁護を訴える団体で、毎年 5 月 3 日に Y シアターで日本国憲法の改悪に反対し、憲法を守ることをアピールする集会（以下「憲法集会」という。）を行ってきた。これに対しては、毎回、改憲を訴える団体 A が攻撃的な反対声明を文書で発表していたが、集会は、とくに混乱もなく行われてきた。

〔3〕ところが、20△△年はじめ、X が例年どおり Y シアターで憲法集会を開くため同シアターの大ホール（300 人収容可）の使用許可申請を行ったところ、前年あらたに就任した Y 市長 B のもと刷新された教育委員会は、X の憲法集会を団体 A が妨害するかもしれないこと、X の憲法集会が特定の政策、主義に賛成する目的で行われるものであることを理由に、本件条例第 5 条 1 号（「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。」）および 4 号（「その他教育委員会が不相当と認めるとき。」）に基づき、使用を許可しないこと（以下「本件不許可処分」という。）とした。

〔4〕X は、Y 市内の使用料の高い民間のホールを借りることができず、結局この年の憲法集会の開催を見送らざるをえなくなった。そこで、X は、集会の自由を侵害する本件不許可処分によって憲法集会が開催できなかったことを理由として、Y 市に対して国家賠償法第 1 条 1 項に基づき慰謝料を請求することにした。

〔設問 1〕 集会のための施設の利用請求権と集会の自由との違いを明らかにしなさい。

〔設問 2〕 本件不許可処分が集会の自由の保障に違反するとの主張を立論しなさい。

その際、参考になる判例があればそれを挙げて論じなさい。

以 上